

よくある質問

カテゴリ	No.	ご質問	回答																			
申請全般について	1	郵送対応しているか。	千葉市税務事務センターで対応しています。必要書類を封筒に同封の上、千葉市税務事務センターあてに郵送してください。必要書類については、「登録免許税の軽減を受けるための住宅用家屋証明書（ https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zeimu/kazeikanri/juutakuyoukaokusyoumei.html ）」を参照ください。ただし、手数料については、ゆうちょ銀行本店または郵便局の貯金窓口で1300円分の定額小為替をお求めいただき同封してください。 なお、郵送で申請を頂く場合、市の審査事務と往復の郵便日数を合わせ、お手元に届くまで1週間から2週間程度かかります。必ず期間に余裕をもって申請してください。 «送付先» 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1千葉市役所内 千葉市税務事務センター 電話番号：043-245-5109（平日9時～17時）																			
	2	大量申請したいが、即日発行してもらえるか。	申請件数が多い場合、即日発行できない場合があります。そのため、申請件数が多い場合は事前にご相談くださいますようお願いいたします。（おおむね10件程度）																			
	3	住宅用家屋証明書を再発行してもらえるか。	所有権保存・移転登記申請後の再発行は行っておりません。ただし、登記申請前で証明書の内容に申請誤りがあった場合はこの限りではありません。詳しくは発行した市税事務所市民課又は市税出張所までご相談ください。																			
	4	確定申告で税務署から、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）のために家屋証明書を提出すると言われたので再発行してほしい。	住宅用家屋証明は租税特別措置法に基づき、登録免許税の軽減のために発行していますので、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受けることを目的とした住宅用家屋証明書の再発行は行っておりません。保存登記や移転登記がお済みの場合は、すでに発行している可能性がありますのでお手持ちの書類をご確認ください。 また、お手元がない場合は他の書類で代用できないか税務署に相談ください。																			
申請書の書き方について	5	本人が申請する場合、申請代理人の権や押印は必要か。	不要です。																			
	6	申請代理人の押印は必要か。	不要です。																			
	7	共有名義で申請する場合、氏名欄に持分も記載した方がよいか。	住宅用家屋証明書の証明事項に含まれていないため、持分の記載は必須ではありません。																			
	8	新築年月日と取得年月日はどちらも書いた方がよいのか。	<table border="1"> <tr> <td>新築の場合（注文住宅など）</td> <td>建築年月日をご記入ください。</td> </tr> <tr> <td>未使用の場合 （建売住宅や新築分譲マンション）</td> <td>取得年月日をご記入ください。</td> </tr> <tr> <td>中古の場合 （中古住宅、中古分譲マンション）</td> <td>建築年月日、取得年月日の両方をご記入ください。</td> </tr> </table>	新築の場合（注文住宅など）	建築年月日をご記入ください。	未使用の場合 （建売住宅や新築分譲マンション）	取得年月日をご記入ください。	中古の場合 （中古住宅、中古分譲マンション）	建築年月日、取得年月日の両方をご記入ください。													
新築の場合（注文住宅など）	建築年月日をご記入ください。																					
未使用の場合 （建売住宅や新築分譲マンション）	取得年月日をご記入ください。																					
中古の場合 （中古住宅、中古分譲マンション）	建築年月日、取得年月日の両方をご記入ください。																					
提出書類について	9	申立書の入居予定年月日が申請日より2週間を超えてしまう。	2週間を超えてしまう場合は、やむを得ない事情がある場合に限り申請を認めています。その場合、当該事情を確認できる疎明資料の提出が必要です。例としては以下のとおりです。 例1：子供の入学や転校の都合 ⇒ 義務教育中：お子様の年齢が分かる公的な書類（住民票の写し等） 義務教育後：お子様の在学証明書 例2：リフォーム工事を行う ⇒ リフォーム工事了り完了予定日が記載された書類（工事受注者の押印があるもの） 例3：病気や入院等 ⇒ 治療期間記載の診断書 例4：単身赴任中の場合…配偶者等の住民票の写し等、配偶者等が居住の用に供していることが確認できるもの（家族全員（単身世帯の方含む）が遠方赴任に帯同している場合は、1年以内に申請家屋に入居済みであることがわかる資料として、赴任期間が記載された在籍証明書や辞令の写し等をご提出ください。） ※2週間を超えてしまう理由が申請者都合（引っ越しの都合等）の場合は、やむを得ない事情に該当しませんのでご注意ください。																			
	10	賃貸借契約書を紛失してしまった。	当該賃貸物件の貸主からコピーをいただってください。																			
	11	賃貸借契約書の契約期間が切れている。この契約書で受付できるか。	契約書に契約の自動更新についての記載がある場合は、No.12をご覧ください。 自動更新の記載がない場合は、現在契約期間内であることがわかる賃貸借契約書（更新契約書）等をご提出ください。																			
	12	賃貸借契約書に書かれている契約期間は切れているが、契約は自動更新である。この賃貸借契約書で受付できるか。	原契約書の中に賃貸借契約の自動更新について記載があり、特に更新契約書を作成していない場合は、原契約書のみの提出（自動更新である旨が記載されているページを含む）で構いません。申立書には、「現在居住している家屋の賃貸借契約は自動更新であり、現在も居住していることに間違いのない」旨をご記入ください。																			
	13	更新契約書は作成していないが、更新合意書ならある。	物件の所在、契約期間、契約当事者（貸主、借主）の双方の署名、押印が確認できれば問題ありません。																			
	14	夫婦で申請するが、賃貸借契約書の名義が旧姓である。	姓が変わった履歴がわかるものの写し（運転免許証・マイナンバーカード・戸籍謄本等）をご提出ください。																			
	15	申請者の勤務先が社宅証明書を発行してくれない。	賃貸借契約書（勤務先が借主）と申請者の社員証のコピーをご提出ください。																			
	16	耐震基準適合証明書の提出が必要かどうかを知りたい。	令和4年4月1日より、昭和57年1月1日以降に建築された家屋については、築年数を問わず耐震基準適合証明書の提出が不要になりました。昭和56年12月31日以前に建築された家屋については、従前どおり原本をご提出ください。																			
	17	現在の家屋の処分方法の書き方がわからない。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">持ち家を</td> <td>売却する場合</td> <td>「売却」</td> </tr> <tr> <td>売却予定の場合</td> <td>「売却予定」</td> </tr> <tr> <td>賃貸する場合</td> <td>「賃貸」</td> </tr> <tr> <td>賃貸物件から出る場合</td> <td colspan="2">「賃貸借契約の解除」</td> </tr> <tr> <td>社宅、官舎から出る場合</td> <td colspan="2">「社宅（官舎）からの退去」</td> </tr> <tr> <td>親族名義の持ち家を出る場合</td> <td colspan="2">「同居（別居）親族の所有する家屋からの退去」</td> </tr> <tr> <td>親族名義の賃貸物件を出る場合</td> <td colspan="2">「同居（別居）親族が賃借する家屋からの退去」</td> </tr> </table>	持ち家を	売却する場合	「売却」	売却予定の場合	「売却予定」	賃貸する場合	「賃貸」	賃貸物件から出る場合	「賃貸借契約の解除」		社宅、官舎から出る場合	「社宅（官舎）からの退去」		親族名義の持ち家を出る場合	「同居（別居）親族の所有する家屋からの退去」		親族名義の賃貸物件を出る場合	「同居（別居）親族が賃借する家屋からの退去」	
	持ち家を	売却する場合	「売却」																			
売却予定の場合		「売却予定」																				
賃貸する場合		「賃貸」																				
賃貸物件から出る場合	「賃貸借契約の解除」																					
社宅、官舎から出る場合	「社宅（官舎）からの退去」																					
親族名義の持ち家を出る場合	「同居（別居）親族の所有する家屋からの退去」																					
親族名義の賃貸物件を出る場合	「同居（別居）親族が賃借する家屋からの退去」																					